

秩父市大滝国民健康保険診療所

院内掲示事項

当診療所では、医療法、健康保険法、診療報酬制度その他関係法令に基づき、以下の事項を院内に掲示しております。

1. 医療法に基づく基本掲示事項

医療機関の名称

秩父市大滝国民健康保険診療所

管理者

所長 小島 巧実

診療科目

内科・外科・歯科

診療日・診療時間

入口の掲示板にて別途掲示

所在地

埼玉県秩父市大滝 4058

2. 医療安全管理体制について

当診療所では、患者様に安全な医療を提供するため、医療安全管理に努めています。

医療事故やヒヤリ・ハット事例の防止に向け、職員間で情報共有を行い、必要に応じて業務手順の見直しを行っています。医療安全に関する相談やご意見がある場合は、受付または職員までお申し出ください。

3. 院内感染対策について

当診療所では、患者様および職員を感染から守るため、院内感染防止対策を行っています。

主な取り組みは以下のとおりです。

- ・手指衛生の徹底
- ・必要に応じたマスク、手袋、ガウン等の使用
- ・診察室、処置室、待合室等の清掃・消毒
- ・発熱、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等の症状がある患者様への動線配慮
- ・感染症が疑われる患者様への適切な対応
- ・職員への感染対策教育

感染症が疑われる症状がある方は、来院時に受付へお申し出ください。

4. 個人情報保護方針

当診療所では、患者様の個人情報を適切に取り扱い、保護に努めています。

患者様の個人情報は、診療、検査、処方、会計、医療保険請求、他医療機関との連携、行政機関への届出等、医療提供に必要な範囲で利用します。

個人情報の利用目的は以下のとおりです。

個人情報の主な利用目的

- ・診療、検査、処置、投薬、療養指導
- ・医療保険請求事務
- ・会計、経理
- ・他の医療機関、介護事業所、薬局等との連携
- ・紹介状、診療情報提供書等の作成
- ・検査業務等の外部委託
- ・行政機関、保険者等への届出・報告
- ・医療の質向上、安全管理、院内研修
- ・その他、患者様への医療提供に必要な業務

個人情報の取り扱いについてご不明な点がある場合は、受付までお申し出ください。

5. 明細書発行体制等加算について

当診療所では、医療の透明化と患者様への情報提供を推進するため、領収書の発行時に、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した検査、処置、投薬、医学管理料等の名称が記載されますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

6. 一般名処方加算について

当診療所では、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進と、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っております。

薬剤の一般的な名称を記載した処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様への希望を踏まえ処方等した場合には選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分説明いたします。

7. 生活習慣病管理料について

当診療所では、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病について、悪化予防と継続的な管理を目的として、定期的な診療を行っております。

患者様の状態に応じて、療養計画に基づいた診療、生活指導、検査、内服治療の調整等を行います。

また、病状が安定している場合には、28日以上長期処方やリフィル処方箋による処方に対応することがあります。

ご希望やご不明な点がある場合は、診察時にご相談ください。

8. 特定疾患療養管理料について

当診療所では、国が定める特定の慢性疾患を治療している患者様に対して、医師が計画的な指導（服薬、運動、食事等）を定期的に行っており、厚生労働省の定めによって、月2回まで算定されます。

また、病状が安定している場合には、28日以上長期処方やリフィル処方箋による処

方に対応することがあります。

ご希望やご不明な点がある場合は、診察時にご相談ください。

9. オンライン栄養指導について

当診療所では、栄養指導が必要な患者様に対し、オンラインでの栄養指導を受けられる体制を整えております。遠隔のテレビ電話システムを用いて、秩父市立病院の管理栄養士から栄養指導を受けることができます。秩父市立病院まで通院することが難しい方でも、当診療所に来院していただくことで、専門的な栄養指導を受けることが可能です。

糖尿病、高血圧症、脂質異常症、腎臓病、低栄養、体重減少などで栄養相談をご希望の方は、医師または職員までご相談ください。

10. 生活保護法指定医療機関について

当診療所は、生活保護法に基づく指定医療機関です。

生活保護を受給されている方についても、必要な医療を提供いたします。

受診の際は、医療券等の必要書類をご提示ください。

11. 労災保険指定医療機関について

当診療所は、労災保険指定医療機関です。

業務中または通勤中の負傷・疾病について、労災保険による診療に対応しています。

受診時には、業務中または通勤中の負傷・疾病である旨を受付へお申し出ください。

12. 保険外負担・自費料金について

当診療所では、診療報酬上、保険適用とならない文書料、予防接種料、その他の費用について、以下の料金をいただいております。

文書料

項目	料金
一般診断書	2,200 円
診断書・証明書	2,200 円
生命保険会社等の診断書	3,300 円
死亡診断書	3,300 円

予防接種

項目	料金
インフルエンザワクチン	4,850 円
高齢者肺炎球菌ワクチンプレベナー20	12,000 円
高齢者肺炎球菌ワクチンキャップボックス	15,840 円
新型コロナワクチン	15,500 円
帯状疱疹ワクチンシングリックス	27,640 円

※公費助成の対象となる場合は、自己負担額が異なることがあります。

13. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

①情報通信機器を用いた診療に係る基準

受理番号 (情報通信) 第574号

算定開始年月日 令和6年4月1日

当診療所では、情報通信機器を用いたオンライン診療を実施しております。

オンライン診療は、医師が患者様の病状、診療内容、通院状況等を確認し、オンライン診療が適切と判断した場合に実施します。また、タブレット端末をお持ちでない患者様に対しては、看護師がタブレット端末を持参してご自宅を訪問し、ご自宅でオンライン診療を受けられる体制も整えています。これは、患者様のもとに看護師が同席し、医師がオンラインで診療を行う仕組みです。

オンライン診療をご希望の方、詳しく知りたい方は、医師または職員までご相談ください。

なお、オンライン診療では、初診において向精神薬の処方、行いません。また、厚生労働省が定めた「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリストを掲載しております。

②がん性疼痛緩和指導管理料

受理番号 (がん疼) 第520号

算定開始年月日 令和6年4月1日

当診療所は、がん患者さんの痛みを緩和するための放射線治療及び神経ブロックを提供できる体制を有する医療機関です。

がん性疼痛緩和指導管理料は、症状緩和を目的として計画的な治療 管理療養上必要な指導を行った場合に算定が可能な診療報酬です。 また、対象の患者様は症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様です。

(算定要件)

- ・WHO方式のがん性疼痛の治療法に従って、副作用対策等を含めた 計画的な治療管理を継続して行い、療養必要な指導を行うこと。 指導内容としては当該薬剤の効果および副作用に関する説明、疼痛時 に追加する臨時の薬剤の使用法に関する説明を行うこと。

- ・麻薬の処方前の疼痛の程度(疼痛の強さ、部位、性状、頻度等)麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の 要点を診療記録に記載すること。

- ・緩和ケアの経験を有する医師(緩和ケアに係る研修を受けた者に限る)が当該指導管理を行った場合に算定します

③クラウン・ブリッジ維持管理料

受理番号 (補管) 第6826号

算定開始年月日 令和6年4月1日

当診療所では、患者様が装着した冠(かぶせ物)やブリッジをできる限り長く快適にお使いいただけるよう、装着日より2年間の維持管理を行っております。管理期間中に万が一脱離や破損などの異常が生じた場合は、そのままにせず、早めにご相談ください。

④CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

受理番号 (歯CAD) 第3944号

算定開始年月日 令和7年2月1日

当診療所では、CAD/CAMと呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

⑤外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5

受理番号 (外在ベⅠ注) 第201432号

算定開始年月日 令和8年6月1日

⑥歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5

受理番号 (歯外在ベⅠ注) 第771号

算定開始年月日 令和8年6月1日

当診療所では、患者様へ継続して安全・安心で質の高い医療を提供するため、医療に従事する職員の処遇改善（賃上げ等）に取り組んでおります。その取り組みの一環として、厚生労働省が定める「外来・在宅ベースアップ評価料・歯科外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料によって得られた収入は、全額を当院で働くスタッフの給与改善に充てさせていただきます。

何卒、医療人材の確保および医療サービスの維持・向上にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

⑦歯科技工所ベースアップ支援料

受理番号 (歯技ベ) 第892号

算定開始年月日 令和8年6月1日

当診療所では、各種補綴物の作成にあたり、連携する歯科技工所に業務を委託しております。委託先の歯科技工所における歯科技工士の賃金改善を目的として、厚生労働省が定める施設基準に適合し、保険医療機関として「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定しております。

⑧地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

受理番号 (地外薬供) 第 号

算定開始年月日 令和8年7月1日

近年、一部の医薬品において、十分な供給が難しい状況が続いております。

当診療所では、医薬品の安定供給を目指し、後発医薬品の使用促進に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足が発生した場合には、必要に応じて処方内容の変更等を行い、適切に対応できる体制を整えております。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

なお、処方薬の変更にあたり、ご不安な点やご不明な点がある場合は、医師または職員までご相談ください。

14. 院内全面禁煙について

当診療所は、健康増進法に基づき、敷地内全面禁煙です。
建物内、出入口付近、駐車場を含め、診療所敷地内での喫煙はできません。
受動喫煙防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

15. 患者様の権利とお願い

当診療所では、患者様の権利を尊重し、安心して医療を受けていただけるよう努めています。

患者様の権利

患者様には、以下の権利があります。

- ・良質で安全な医療を受ける権利
- ・病状、検査、治療方針について説明を受ける権利
- ・治療方針について自ら選択・決定する権利
- ・個人情報とプライバシーが守られる権利
- ・他の医療機関の意見、いわゆるセカンドオピニオンを求める権利
- ・診療情報の開示を求める権利

患者様へのお願い

安全で円滑な医療提供のため、以下についてご協力をお願いいたします。

- ・正確な病状、既往歴、内服薬、アレルギー歴等をお伝えください。
- ・診療内容について不明な点がある場合は、ご質問ください。
- ・他の患者様や職員への迷惑行為、暴言、暴力、ハラスメントはお控えください。
- ・院内感染防止のため、必要時のマスク着用、手指消毒等にご協力ください。

16. ウェブサイト掲載について

当診療所では、院内掲示が必要な事項のうち、診療報酬上の施設基準に関する事項、保険外負担に関する事項等について、必要に応じてウェブサイトにも掲載します。

院内掲示およびウェブサイト掲載の内容については、制度改定や届出内容の変更に応じて適宜見直します。

17. 掲示内容の根拠

本掲示は、以下の法令・通知・制度等に基づき作成しています。

- ・医療法第14条の2
- ・医療法施行規則第9条の22
- ・厚生労働省告示「基本診療料の施設基準等」
- ・厚生労働省告示「特掲診療料の施設基準等」
- ・生活保護法施行規則第13条
- ・健康保険法および診療報酬制度に関する関係通知
- ・厚生労働省「療養の給付と直接関連のないサービス等の費用等について」
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・健康増進法
- ・その他関係法令・通知